

阪南市空き家バンク活用促進事業補助金交付要綱

制定：平成29年6月28日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家を活用した阪南市への移住促進を図るため、阪南市空き家バンク制度実施要綱（平成29年6月28日決裁。以下「実施要綱」という。）に規定する阪南市空き家バンク（以下「空き家バンク」という。）に登録された空き家を購入された方の入居に係る費用等に対し、市の予算の範囲内において、阪南市空き家バンク活用促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、阪南市補助金等交付規則（平成22年阪南市規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 阪南市空き家バンクに登録された住宅をいう。
- (2) 居住希望者 他市から本市に移住することを目的として、空き家を購入し、当該住宅に居住する者をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家購入事業 空き家を購入し、取得する事業をいう。

(補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表に定めるところとする。

- 2 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 補助金の交付は、同一補助対象者又は同一住宅に対しては1回限りとする。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。ただし、3親等内の親族との間において空き家を売買する者は除く。

- (1) 空き家を購入した者であること。
- (2) 補助対象者及び補助対象者と同一の世帯員全員が、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により、本市の住民基本台帳に記載することができる者であること。

(3) 補助対象者及び補助対象者と同一の世帯員全員が、阪南市暴力団排除条例（平成24年阪南市条例第16号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者ではないこと。

（補助金の交付申請）

第6条 補助対象者は、空き家バンクに登録された空き家の売買が完了してから60日以内に阪南市空き家バンク活用促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 契約書の写し
- (2) 諸経費に係る見積書又は金額の分かる書類
- (3) 転入前の住民票の写し（世帯全員の続柄が記載されていること）
- (4) 補助金申請に関する同意書及び誓約書（様式第2号）
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付・不交付の決定通知）

第7条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときには、速やかにその内容を審査した上で、補助金の交付決定又は不交付決定をし、阪南市空き家バンク活用促進事業補助金（交付・不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（内容変更・取下げ）

第8条 補助対象者は、交付決定の通知を受けた内容から、次に掲げる変更又は中止をする場合は、阪南市空き家バンク活用促進事業補助金交付決定変更申請書兼取下げ書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の変更で補助金の額に増減を生じるとき。
- (2) 補助対象事業の実施個所又は内容に変更があったとき。
- (3) 第5条の規定による申請を取り下げるとき。

2 市長は、前項の阪南市空き家バンク活用促進事業補助金交付決定内容変更申請書兼取下げ書の提出があった場合は、補助金の交付決定を変更し、又は取り消すことができる。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付の変更を決定したときは、阪南市空き家バンク活用促進事業補助金交付決定変更通知書（様式第5号）により通知するものとする。

4 市長は、第1項の規定により補助金の交付の取下げがあったときは、前条に規定する補助金の交付決定を取り消すものとする。

（実績報告）

第9条 補助対象事業の完了後、補助対象者は、阪南市空き家バンク活用促進事業補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付しておおむね90日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し（世帯全員の続柄が記載されていること）
- (2) 補助対象経費が分かる諸費用の領収書の写し
- (3) 事業が完了したことが分かる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、必要に応じ、提出された書類の審査、実地調査等を行うことができる。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条第1項の規定により報告書の提出があったときは、速やかに当該報告に係る書類を審査し、適当と認められるときは、補助対象者に対して阪南市空き家バンク活用促進事業補助金確定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 前条の規定により補助金の確定の通知を受けた者が、補助金の交付を受けようとするときは、当該通知を受けた日から補助金の交付申請をした日の属する年度の末日までに、阪南市空き家バンク活用促進事業補助金請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第12条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が前条の規定による請求に基づき、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、阪南市空き家バンク活用促進事業補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により申請を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 交付申請時に提出した書類に偽りその他不正があったとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。
- (4) 前各号のほか、市長が適当でないと認めるとき。

（補助金の返還）

第14条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が前条各号のいずれかに該当する事由があり、既に補助金が交付されているときは、阪南市空き家バンク活用促進事業補助金返還命令書（様式第10号）により、既に交付した補助金の全部又は一部について、期間を定めて返還を命ずることができる。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第4条関係）

補助対象事業	補助対象者	補助対象経費	補助金の額
空き家購入事業	居住希望者	空き家購入に係る登記費用、及び引越し費用	補助対象経費の2分の1の額と200,000円を比較していずれか少ない方の額

（備考）

- 1 補助金の額は消費税及び地方消費税相当額を含む。

附 則

この決裁は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この決裁は、平成30年8月8日から施行する。

附 則

この決裁は、令和2年6月1日から施行する。